

2 0 2 6 年 度

福山市東川口町一丁目及び新浜町一丁目地内

一ツ樋ポンプ場放流ゲート設備工事
実施設計書

工
事
概
要

ゲート設備工 一式
電動式鋼板製ローラーゲート 幅2.5m×高2.0m 1門

本 工 事 費 内 訳 表								
費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費								
	機械設備工							
		機器費						
			ゲート設備	式	1.0			第1号内訳書のとおり
			計					[機器費]
		直接工事費						
			輸送費	式	1.0			
			計					[輸送費]
			普通作業員	人				第2号内訳書のとおり
			設備機械工	人				第3号内訳書のとおり
			小計					(一般労務費)
			機械設備据付工	人				第4号内訳書のとおり
			小計					(機械設備据付労務費)
			計					[労務費]
			複合工費	式	1.0			第5号内訳書のとおり
			計					[複合工費]
			機械経費(率)	式	1.0			
			総合試運転費	式	1.0			
			小計					[直接経費]
			仮設費(率)	式	1.0			
			小計					[仮設費]
			計					直接工事費

[illegible]

()

福山市上下水道局

第1号内訳書						
		機器費		ゲート設備		
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
一つ樋樋門	電動式鋼板製ローラーゲート 幅2.5m×高2.0m	1.0	門			
計						

()

福山市上下水道局

第2号内訳書						
		普通作業員				
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
機器等据付			人			
既設機器撤去			人			
計			人			
	(端数処理)		人			

()

福山市上下水道局

第3号内訳書						
		設備機械工				
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
鋼製加工品据付			人			
既設撤去			人			
計			人			
	(端数処理)		人			

()

福山市上下水道局

第4号内訳書 機械設備据付工						
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
機器等据付			人			
計			人			
	(端数処理)		人			

()

福山市上下水道局

第5号内訳書 複合工費						
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
ゲート設備 鋼製加工品		1.0	式			第1号明細書のとおり
ゲート設備 複合工費		1.0	式			第2号明細書のとおり
計						

()

福山市上下水道局

第6号内訳書 準備費(積上げ)						
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
金属くず運搬処分費		1.0	式			第3号明細書のとおり
計						

()

福山市上下水道局

第1号明細書 ゲート設備 鋼製加工品						
種 別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
鋼製架台類	SS400 溶融亜鉛メッキ	173.0	kg			
計						

()

福山市上下水道局

第2号明細書 ゲート設備 複合工費						
種 別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
コンクリート工	無筋 18N/mm ² 以上	0.13	m ³			
型枠工		10.70	m ²			
モルタル充填工	配合1:2	2.7	m ³			
計						

()

福山市上下水道局

第3号明細書 金属くず運搬処分費						
種 別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
金属くず運搬	DID区間有り 運搬距離7.0km以下	3.49	t			
金属くず受入費	再資源化施設	3.49	t			故銑B
計						

一ツ樋ポンプ場放流ゲート設備工事

特記仕様書

令和8年 7月

福 山 市 上 下 水 道 局

< 目 次 >

第1章	総 則	1
第2章	ゲート設備	
第1節	一ツ樋樋門	5
第3章	複合工	
第1節	鋼製加工品類	8
第2節	基礎工事	9
第4章	撤去工	
第1節	撤去機器	10

第1章 総則

第1節 工事名称

一ツ樋ポンプ場放流ゲート設備工事

第2節 工事場所

福山市東川口町一丁目及び新浜町一丁目地内

第3節 工事内容

ゲート設備工 一式

電動式鋼板製ローラーゲート 幅2.5m×高2.0m 1門

第4節 施工範囲

本設備の施工範囲は、上記の設計、製作搬入、据付、配管、配線、塗装、調整、単体試験及びそれらによって生ずる手直しなど一切のものを含むものとし、これらに必要なコンクリート工事、貫通部のはつり、復旧工事、仮設工事の付帯設備を含むものである。

また、本工事の機器の製作、据付においては、現地をよく調査の上、行うものとする。

電気、計装、操作の詳細においては、電気設備等関連の工事仕様書を熟読の上、機械設備工事と合わせて遺漏なきよう手配すること。

本設備の技術的な方針は、添付図面、及び本特記仕様書に記載するものであるが、受注者は最新にして良心的、かつ高度の技術をもって設計製作すること。なお、各装置の機器仕様が合致しない場合、及び疑義を生じた場合は、発注者の指定する監督員（以下「監督員」と称す）と協議の上、決定する。

第5節 施工責任

本工事は、受注者における責任施工とし、特に本仕様書に明記していない部分について運転管理上及び設計上必要なものについては、一切受注者負担として責任を持って施工すること。また、試運転の結果不備な点があれば、全て監督員の指示どおり補修及び取替えを行うものとする。

第6節 他工事との取合

施工場所において他工事と取り合うので、この点を充分検討し、監督員の指示に従うものとする。

第7節 一般仕様書の遵守

本仕様書で記載していない事項については、日本下水道事業団編集の当該「機械設備工事一般仕様書」「電気設備工事一般仕様書」最新版及び監督員の指示によるものとする。

第8節 準拠基準

1. 本設備の設計及び施工に対し、機器の製作・据付・配管工事は下記の諸規定に準拠するものとする。
 - ① 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説
 - ② 国土交通省大臣官房官庁営繕部公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ③ 下水道施設計画・設計指針と解説
 - ④ 日本産業規格（JIS）
 - ⑤ 労働安全衛生法
 - ⑥ 消防法・同施行令・同施行規則・本市災害予防条例
 - ⑦ クレーン等安全規則
 - ⑧ 大気汚染防止法、騒音規制法・振動規制法
 - ⑨ 広島県土木工事共通仕様書
 - ⑩ ダム・堰施設技術基準（案）
 - ⑪ 水門鉄管技術基準
 - ⑫ その他、下水道事業団仕様書・関係法規・規定など
2. 受注者は契約書・仕様書・設計書及び図面に従い誠実に工事施工に当たるのは勿論のこと、監督員の指示に従わなければならない。
3. 重要な指示事項は全て文書によって処理し、発注者・受注者双方とも確認しておくものとする。
4. 本仕様書以外の事項
本仕様書に明記されていない事項についても、機能上当然必要と認められるものは全て受注者が充足するものとする。

第9節 施工の範囲

本工事の施工範囲は、ゲート設備の設計・製作・運搬・据付・調整・試運転までの一切とし、本設備を完成するために当然必要なものは、本仕様書に明記しない場合にあっても監督員の指示により受注者の負担で施工しなければならない。

第10節 提出図書および報告書

受注者は施工に先立って下記の図書を提出し、監督員の承諾を得るものとする。なお、承諾後の変更事項についても、その都度監督員の承諾を得なければならない。

- ① 工事打合せ簿
- ② 機器・材料承諾書
- ③ 設計計算書
- ④ 機器据付図・基礎図

- ⑤ 各機器外形寸法図・構造図
- ⑥ フローシート・ブロック図
- ⑦ 工程表
- ⑧ 機器製作計画書（契約後 60 日以内）
- ⑨ 現場施工計画書（現場着工 30 日前）
- ⑩ 写真集（製作工程工事順、カラーサービス版、CD-R 含む）各 1 部
- ⑪ 完成図書（工事完成時、検査成績書・取扱説明書含む）各 3 部
- ⑫ その他（発注者）が必要と認めた図書

第11節 外注品

本工事において外注品を使用する場合は、外注品リストを提出し承諾を受けなければならない。

第12節 検査

各種の検査を行うに必要な経費は全て受注者の負担とする。

第13節 受渡し

試験検査完了合格後、発注者検査員の立会のもとで試運転を行い、機能的にも良好であることの確認をもって合格とし、受渡しを行う。

第14節 保証

工事契約書（福山市建設工事請負契約約款）による。

第15節 安全対策

本工事の施工に当たっては、労働安全衛生法を守り、就業者に対して、常にこれを徹底するよう留意するとともに、安全作業に対する十分な対策をなし、安全責任者を定めてこれを管理すること。

なお、万一の災害については、全て受注者の責任で処置するものとする。

第16節 仮設物

受注者詰め所、倉庫等の仮設工作物を設置する場合は、設置場所等について、事前に監督員の承諾を得なければならない。

第17節 工事用の仮設水道及び仮設電力

工事用の仮設水道及び仮設電力は、その手続、設置など全て受注者の負担とする。

第18節 疑義事項

本仕様書で疑義ある事項については、監督員・受注者協議の上決定するものとする。

第19節 その他

1. 受注者は関係官庁及びその他と交渉を要するとき並びに交渉を受けたときは、速やかにその旨を監督員に申し出て、その指示を受けるものとする。
その他、工事施工上必要な所轄官庁への手続は全て受注者が行うものとする。
2. 受注者は、既設構造物その他に損傷を与えないよう又は機能を阻害しないよう適切な保護を行うこと。これらの損傷又は損失を与えたとき、及び施工便宣上取り壊しもしくは移設等を行うときは、監督員の指示に従い、事後受注者の負担において復旧すること。
3. 本仕様書で記載していない事項については、日本下水道事業団編集の当該「機械設備工事一般仕様書」、「電気設備工事一般仕様書」最新版及び監督員の指示によるものとする。

第20節 情報共有システムの利用

1. 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。
2. 本工事で使用する情報共有システムは次とする。
広島県工事中情報共有システム
<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>
3. 受注者は、情報共有システムの利用対象としないことを希望する場合は、契約後すみやかに発注者にその旨を協議し、承諾を得ること。
4. 受注者は、情報共有システムの利用に当たり、(一社)広島県土木協会に利用申込みを行い、利用料を支払うものとする。
5. 受注者は、情報共有システムの利用に当たり、「情報共有システム利用手引(土木工事)」に基づき運用すること。

第2章 ゲート設備

第1節 一ツ樋樋門

1. 使用目的

本ゲートは、公共用水域への吐口として開閉を行うものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	電動式鋼板製ローラーゲート	
(2) 呑 口 寸 法	幅 2500 mm×高 2000 mm	
(3) 水 密 方 式	後面 4 方ゴム水密	
(4) 設 計 水 深	前面 4260 mm 後面 0 mm	呑口底基準
(5) 操 作 水 深	前面 4260 mm 後面 0 mm (開時) 前面 4260 mm 後面 0 mm (閉時)	呑口底基準
(6) 揚 程	約 2600 mm	参考
(7) 電 動 機	0.4 k W×200 V×60 H z	2 連ラック式
(8) 数 量	1 門	

3. 各部の構造

(1) 本ゲートは、扉体、戸当り、ラック棒、電動開閉装置よりなるもので、止水を行うために設けるものである。

(2) 扉 体

1) 扉体は、形鋼および鋼板 (SUS821L1) の溶接構造で、スキンプレート、主横桁、縦桁、端縦桁、主ローラーによりなり、水圧荷重を合理的に分担するよう、主横縦桁を配置する。

2) 主ローラーは、ステンレス鋼製で、水圧荷重を均等に受けもつ様に配置し、荷重を安全に戸当りへ伝えると共に、円滑に回転するよう、軸受部にはオイレス軸受を使用する。

3) 開閉運転中、片吊りにならないように、サイドローラーを設ける。

4) 止水部には上部及び側部はPゴムを、下部には板ゴムを使用し止水する。

(3) 戸 当 り

1) 戸当りは、上部、両側部、下部戸当りよりなり、形鋼および鋼板 (SUS304) とし、十分な強度を有するとともに、振付時の二次コンクリート充填が容易な構造とする。

(4) ラック棒

1) ラック棒はステンレス鋼 (SUS304製) で、扉体を円滑かつ安全に上下できる構造とする。

- 2) ラックは、開閉装置のピニオンと十分なじむようにすること。
- 3) 扉体とラック棒を接続する部分のピンは、ステンレス鋼（SUS304）製とする。

(5) 電動開閉装置

- 1) 扉体の開閉設定位置で確実に作動するリミットスイッチを設けること。リミットスイッチは調整可能なものとし、全開、全閉の位置でゲート開閉表示ランプを点灯する接点及びスペースヒーターを設けること。
- 2) 開閉作動中、電動機にかかるトルクが異常に増加した場合は、トルクスイッチにより確実に電動機を停止させる機構とする。なお、トルクスイッチが作動するトルク値は、調整可能なものとし、開閉両方にも作動する構造とする。
- 3) 手動によってゲートの操作を行う場合には、簡単かつ確実に電動回路を遮断し、安全性を確保できる構造とする。なお、電動への復帰は自動にて行う構造とする。
- 4) 手動操作は、ハンドホイールにより行う方式として250KN以内の力で開閉することができ構造とする。
- 5) スタンド部及びギヤーボックス部は鋳鉄製とし、歯車は耐摩耗性の高い特殊鋳物又は特殊鋼製とする。
- 6) ハンドホイールは鋳鉄製とし、ホイールには開閉方向を指示するマークを付ける。
- 7) 開度指示計は、要部ステンレス製（SUS304）ダイヤル式とし、開度発信器を設ける。開度指示計の目盛はミリメートル表示とする。
- 8) 各部の強度計算（ラック棒の強度計算を含む）は、安全を考慮して電動機の定格トルクを基準とし、余裕ある強度とする。
- 9) 電動機は三相誘導電動機全閉屋外形とし、定格30分、ブレーキ付とする。
- 10) 開閉装置上部にはラック棒カバーを取り付ける。
- 11) 開閉速度は、約300mm/minとする。

4. 使用材料

(1) 扉 体	SUS821L1
(2) 戸 当 り	SUS304以上（コンクリート埋設部SS400）
(3) 止水ゴム	クロロプレンゴム
(4) 主ローラー	SUS304又はSCS3以上（軸）SUS304以上
(5) ラック棒	SUS304
(6) く さ び	SUS304
(7) スタンド	FC200以上
(8) アンカーボルト（水中部）	SUS304
(9) 開閉台アンカーボルト	SUS304
(10) ラックカバー	SUS304

5. 据 付

ダム・堰施設技術基準（案）、水門鉄管技術基準に準ずるほか、特に次の点に留意する。

- (1) 戸当り、開閉装置台、金具等のアンカーボルト取付けは、十分強度を保持できるよう、躯体鉄筋と溶接する。

6. 他工事との区分

(1) 土木工事との区分

- 1) 戸当り、開閉装置据付用アンカーボルト等、必要なはつりは、本工事の範囲とする。
- 2) 戸当り部の二次コンクリート打設、アンカーボルト埋込及び埋込用モルタル、据付調整用モルタルは本工事に含む。

- (2) 電気設備工事との取合は、機側集合端子箱渡しとする。

7. 付 属 品

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) アンカーボルト | 1 式 |
| (2) 特殊工具 | 1 式 |
| (3) 開度発信器 | 1 式 |
| (4) 水位表示板 | 1 式 |
| (5) ラック用カップリング(必要な場合) | 1 式 |
| (6) その他必要品 | 1 式 |

第3章 複合工

第1節 鋼製加工品類

1. 鋼製加工品仕様及び施工範囲

番号	名 称	設置場所	主 寸 法	材 質	数量	備 考
1	基礎上安全柵	基礎上	図面による	SS400 SGP	1	溶融亜鉛メッキ HDZT77

2. 一般仕様書の適用

3. 特記事項

(1) 詳細は、機器配置図、添付図による。

4. 付属品

(1) アンカーボルト SUS304 1 式

(2) チェーン（出入口用）SUS304 1 本

第2節 基礎工

1. 基礎工仕様及び施工範囲

番号	名 称	設置場所	主 寸 法	数量	備 考 (防食塗装, 防水等)
1	樋門本体基礎	吐口	図面による	1	
2	開閉装置基礎	吐口	図面による	1	

2. 一般仕様書の適用

3. 特記事項

(1) 詳細は、機器配置図、添付図による。

第4章 撤去工

第1節 撤去機器

1. 撤去機器リスト

番号	機 器 名 称	機 器 仕 様	数量
1	一ツ樋樋門	電動式鋼板製ゲート 1950W×2200H×1.5kW	2

2. 特記事項

- (1) 撤去品のうち、産業廃棄物の対象となるものについては、法に従い適切にの処分を行うこと。
- (2) 基礎に埋設された戸当部の撤去は別途土木工事で行うものとする。

施 工 条 件 表

対象工事名 : ーツ樋ポンプ場放流ゲート設備工事

項目	事 項	該 当		内 容			
① 計 画 準 備 関 係	施工計画書等の提出	●	あ り	○	な し	現場着手に先立ち、「広島県土木工事共通仕様書」に基づき施工計画書を作成し、工事着手前までに、監督員に提出し受理されること。	
		●	あ り	○	な し	材料発注に先立ち、「広島県土木工事共通仕様書」に基づき主要資材承認書を作成し、監督員に提出し、受理されること。	
	設計図面の照査	●	あ り	○	な し	設計図書に基づき現地調査を行い、機器仕様・据付方法等について照査し、変更が生じた場合は、変更図面等を作成し、また変更理由と共に監督職員に提出し協議すること。	
	給水引込管切替	○	あ り	●	な し	給水引込管がある関係者に対し、あらかじめ給水切替に関して十分に説明し、掘削の有無及び布設場所の確認等を行い、「宅地内掘削の承諾」を取得し、施工すること。なお、取得した「宅地内掘削の承諾」は、完成図書とあわせて提出すること。	
	誓約書の提出	○	あ り	●	な し	試験掘りに先立ち、中電、NTT、ガス管、その他の地下埋設物に対し、施工による不測の事態に対処するため、各管理者に誓約書を提出すること。また、その誓約書の写しを提出すること。	
	協議、周知	●	あ り	○	な し	次のとおり、関係機関及び地域住民等との協議を行うこと。	
						関係機関	事項
						関係機関	関係法令等
						福山市消防局	消防法
						福山市建築指導課	建築基準法
						協議の内容	
						関係法令等に関する届出、許可など	
						危険物・消防完了検査等	
	段階確認	●	あ り	○	な し	完了検査	
		○	あ り	●	な し	施工の重要な段階において、監督員の段階確認を受け、適切に実施すること。 なお、段階確認の工種及び時期、箇所等については、施工計画書に記載し、監督員と事前に協議すること。	
		○	あ り	●	な し		

項目	事 項	該 当		内 容					
② 工 程 関 係	工事期間	☒ あ り ☐ な し		工事期間は、次のとおりの期間の合計としている。また、本工事（試掘等を含む）着手までの準備期間とし６０日間を、検査期間は１４日間を見込んでいる。 なお、この工事期間には、雨天、休日等（作業期間内の全土曜日及び日曜日、並びに休暇等）を含んでいる。					
				☐ 準備期間	☐ 本工事施工期間	☐ 建物等調査期間	☐ 変更協議期間	☐	
				☐ 後片付け期間	☐ 検査期間	☐ 電柱移設期間	☐ ガス管移設期間	☐	
	関連する別途工事	☒ あ り ☐ な し		本工事に関連して、次の工事が施工、施工予定とされているため、相互に連絡・調整等を密にし施工すること。					
				関連工事の名称		発注者名		予定期間	備考
				ーツ樋ポンプ場ゲート築造工事（土木工事）		福山市上下水道局		～2027.12.24	
				ーツ樋ポンプ場ポンプ増設機械設備工事（ポンプ）		福山市上下水道局		～2027.12.24	
				ーツ樋ポンプ場ポンプ増設機械設備工事（除塵）		福山市上下水道局		～2027.12.24	
				ーツ樋ポンプ場ポンプ増設電気設備工事		福山市上下水道局		～2027.12.24	
	制約条件	☐ あ り ☒ な し		施工時期、施工時間及び施工方法に制約条件があるため、次のとおり、適切な処置を行うこと。					
場所				制約の要因	制約の内容		備考		
③ 用 地 関 係	借地	☐ あ り ☒ な し	次のとおり、借地を見込んでいる。						
			場所	目的	面積	使用後の処置	備考		
	工事用地	☐ あ り ☒ な し	工事区間において、次のとおり、一部未処理用地がある。						
			場所	面積	協議内容	完了見込時期	備考		
④ 安 全 対 策 関 係	地下埋設物 接近施工	☐ あ り ☒ な し	重要施設に近接した施工となるため、次のとおり、適切に管理を行うこと。						
			場所	近接する施設	条件	備考			
	作業時間内の埋戻復旧	☐ あ り ☒ な し	作業時間外は交通開放するため、掘削・埋戻は即日を実施すること。 また、作業時間内に埋戻し・仮復旧を完了させ、作業時間外は掘削に伴う開口部を残さないこと。 なお、不測の事態により、埋戻復旧ができない場合は、警察等の関係機関へ連絡し、監督員に報告すること。						
	交通誘導警備員	☐ あ り ☒ な し	交通誘導警備員は 人を見込んでいる。 交通誘導警備員を配置した場合、実施伝票の原本を監督員に提出すること。 受注者は工事現場の交通状況を十分に把握し、交通誘導警備員の配置人数の増員が必要となる場合は、監督員と協議を行うこと。						
	☐ あ り ☒ な し								

項目	事 項	該 当		内 容									
⑤ 周 辺 環 境 保 全 関 係	建設公害の処置	●	あ	り	○	な	し	騒音・振動・粉塵・その他の防止のため、次のとおり、適切な処置を行うこと。					
								項目		処理方法		備考	
								建設機械（全般）		排出ガス対策型の使用			
	建物等の調査	○	あ	り	●	な	し	一部の区間において、第三者に何らかの影響を及ぼすことが懸念されるため、次のとおり、発注者において近接する建物等の調査を実施する予定としている。 なお、調査箇所等を変更する必要がある場合は、別途、協議すること。					
								調査内容	調査項目	数量		備考	
	井戸の調査及び その他の調査等	○	あ	り	●	な	し	一部の区間において、第三者に何らかの影響をおよぼすことが懸念されるため、次のとおり、事前に井戸調査及びその他の調査等を実施し、調査結果（計量証明書等）を監督員に提出すること。 なお、調査箇所等を変更する必要がある場合は、別途、協議すること。					
								調査内容	調査項目	数量		備考	
	六価クロム溶出試験 の実施	○	あ	り	●	な	し	次のとおり、「六価クロム溶出試験」を実施し、試験結果（計量証明書）を監督員に提出すること。 試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領による。 なお、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議すること。					
								場所	工種	配合設計段階検体数	施工後段階検体数	工法	備考
								合計		検体			
	濁水・湧水の処理	○	あ	り	●	な	し	施工に伴い発生する濁水・湧水は、水槽等の沈砂池により適切に処理し、排水すること。					
		○	あ	り	●	な	し						
		○	あ	り	●	な	し						
		○	あ	り	●	な	し						

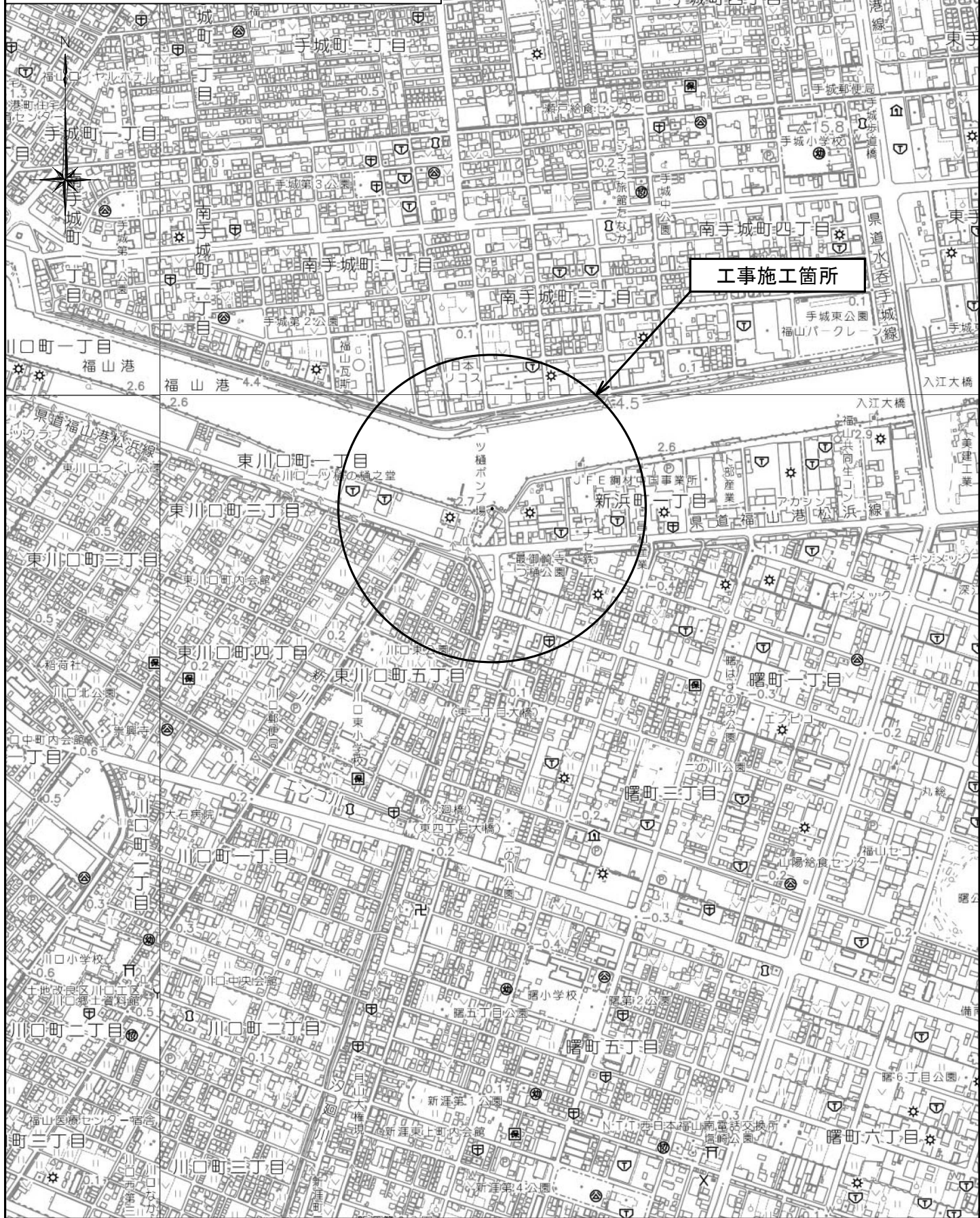
項目	事 項	該 当		内 容			
⑥ 埋戻関係	処理土	○ あ り	● な し	処理土の購入先は、広島県が公表する建設発生土リサイクルプラントを見込んでいる。			
	砕石ダスト	○ あ り	● な し	埋戻土は、砕石ダスト（購入）を見込んでいる。			
	真砂土	○ あ り	● な し	埋戻土は、真砂土（購入）を見込んでいる。			
	流用土（現場内流用）	○ あ り	● な し	埋戻土は、現場発生土の一部を流用することとしている。			
	流用土（他工事流用）	○ あ り	● な し	埋戻土は、次のとおり、他工事の発生土を流用する予定としている。 なお、止むを得ない事情により、これにより難い場合は、別途、協議すること。			
				他工事名	搬入場所	搬入時期	備考
		○ あ り	● な し				
		○ あ り	● な し				
		○ あ り	● な し				
		○ あ り	● な し				
		○ あ り	● な し				
		○ あ り	● な し				

項目	事 項	該 当		内 容			
⑦ 建設副産物関係	建設発生土	○ あ り	● な し	当該工事により発生する建設発生土は、広島県が公表する建設発生土処分先一覧表に記載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）に搬出するものとする。			
	建設汚泥（泥土）	○ あ り	● な し	建設汚泥（泥土）は、次の運搬先を見込んでいる。			
				種別	搬出場所	運搬距離	備考
	建設汚泥（泥水）	○ あ り	● な し	建設汚泥（泥水）は、次の運搬先を見込んでいる。			
				種別	搬出場所	運搬距離	備考
	特定建設資材の廃棄物	○ あ り	● な し	特定建設資材の廃棄物は、次の運搬先を見込んでいる。			
				種別	搬出場所	運搬距離	備考
	建設副産物情報交換システム	● あ り	○ な し	建設副産物情報交換システム（一般財団法人 日本建設情報総合センター＝JACIC）の登録対象工事である。			
	広島県土砂の適正処理に関する条例	○ あ り	● な し	「広島県の土砂の適正処理に関する条例」に係る届出及び許可の対象となる工事である。			
		○ あ り	● な し				
		○ あ り	● な し				
		○ あ り	● な し				
		○ あ り	● な し				

項目	事 項	該 当		内 容						
⑧ 仮設関係	土留	○	あり	●	なし	次のとおり、土留を見込んでいる。				
						場所	工法	土留種別	備考	
	仮設(土留)材料の残置	○	あり	●	なし	次のとおり、工事終了後も仮設（土留）材料を残置すること。				
						場所	仮設材料名	残置の形態	数量	備考
	路面覆工	○	あり	●	なし	作業時間以外は交通開放するため、次のとおり、路面覆工を見込んでいる。				
						場所	覆工幅	覆工延長	仕様	備考
	覆工材料の残置	○	あり	●	なし	別途工事で引き続いて使用するため、次のとおり、工事終了後も覆工材料を残置すること。				
						場所	仕様	数量	付属部材	備考
	水替	○	あり	●	なし	施工に伴う湧水について、水替ポンプにより排水することを見込んでいる。				
	仮設電力設備	○	あり	●	なし	次のとおり、仮設電力設備を見込んでいる。				
						場所	設備の種類			備考
						☐ 発動発電機	☐ 低圧受電	☐ 高圧受電		
☐ 発動発電機						☐ 低圧受電	☐ 高圧受電			
一般搬入道路	●	あり	○	なし	一般道路を搬入路として使用するにあたり、次のとおり、適切に処置すること。					
					搬入道路	期間	工事中・後の処置		備考	
					全ての道路	工事期間	随時路面等の清掃、工事後舗装等の欠損部補修	処置は使用に伴い影響があった場合		
仮設道路	○	あり	●	なし	仮設道路を設置・使用するにあたり、次のとおり、適切に処置すること。					
					期間	安全施設	使用中の処置	使用後の処置	備考	
	○	あり	●	なし						

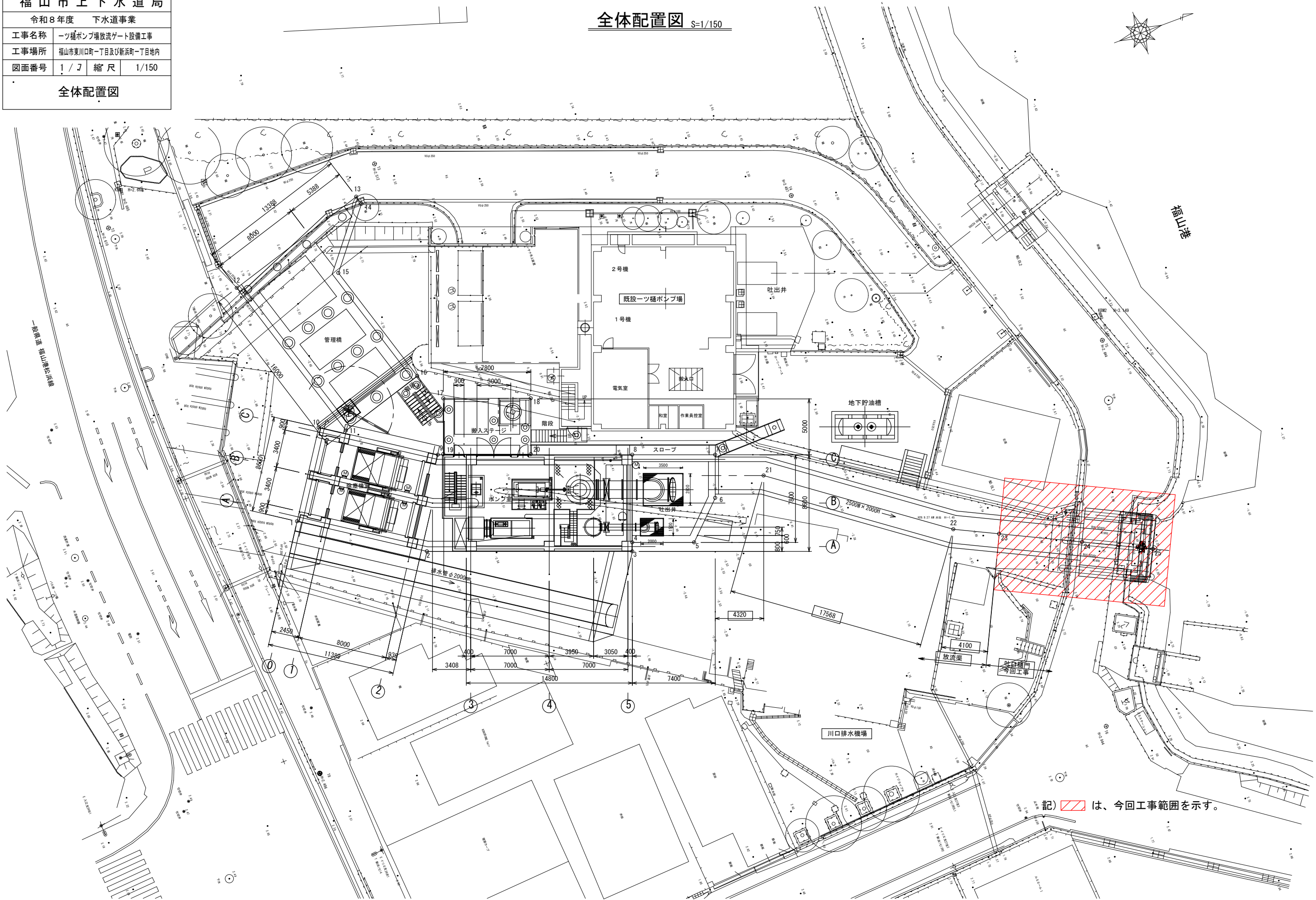
項目	事 項	該 当		内 容				
⑨ 工事支障物件関係	試験掘り	○ あ り ● な し		施工に先立ち、地下埋設物等の位置を確認するため、次のとおり、試験掘りを行うこと。				
				場所	確認物件	方法		備考
	本工事に含まれる 移設工事	○ あ り ● な し		本工事では、次の移設工事を含んでいる。				
				場所	移設物件	移設の形態	設計見込金額（税抜）	
	工事支障物件	○ あ り ● な し		次の物件について、工事の支障となる可能性があることを見込んでいる。 なお、試験掘り等の結果により、別途、協議を行うこと。				
				場所	支障物件	内容	備考	
石綿管の残置	○ あ り ● な し		本工事の地区は、石綿管(ガス管、水道管等)が残置されており、石綿管撤去作業が予測されることから、特定化学物質作業主任、また石綿の取り扱い作業(技能講習)主任者の下に作業出来る体制を講じること。					
⑩ 地盤改良・推進関係	薬液注入	○ あ り ● な し		次のとおり、薬液注入工法を見込んでいる。なお、注入対象範囲は標準的なものを表している。注入率・注入割合はグラウト協会を参照している。現場条件に合わせて実施すること。				
				場所	数量・区分等	工法	プラント	備考
	推進工法	○ あ り ● な し		次のとおり、推進工法を見込んでいる。				
				区間	工法		備考	
		○ あ り ● な し						
		○ あ り ● な し						

図面番号		縮尺	S=1:10,000
工種	一ツ樋ポンプ場放流ゲート設備工事		
種別	位置図	番号	
路線名			
工事箇所	福山市東川口町一丁目及び新浜町一丁目地内		
福山市			



福山市上下水道局			
令和8年度 下水道事業			
工事名称	ーツ樋ポンプ場放流ゲート設備工事		
工事場所	福山市東川口町ー丁目及び新浜町ー丁目地内		
図面番号	1 / 7	縮尺	1/150
全体配置図			

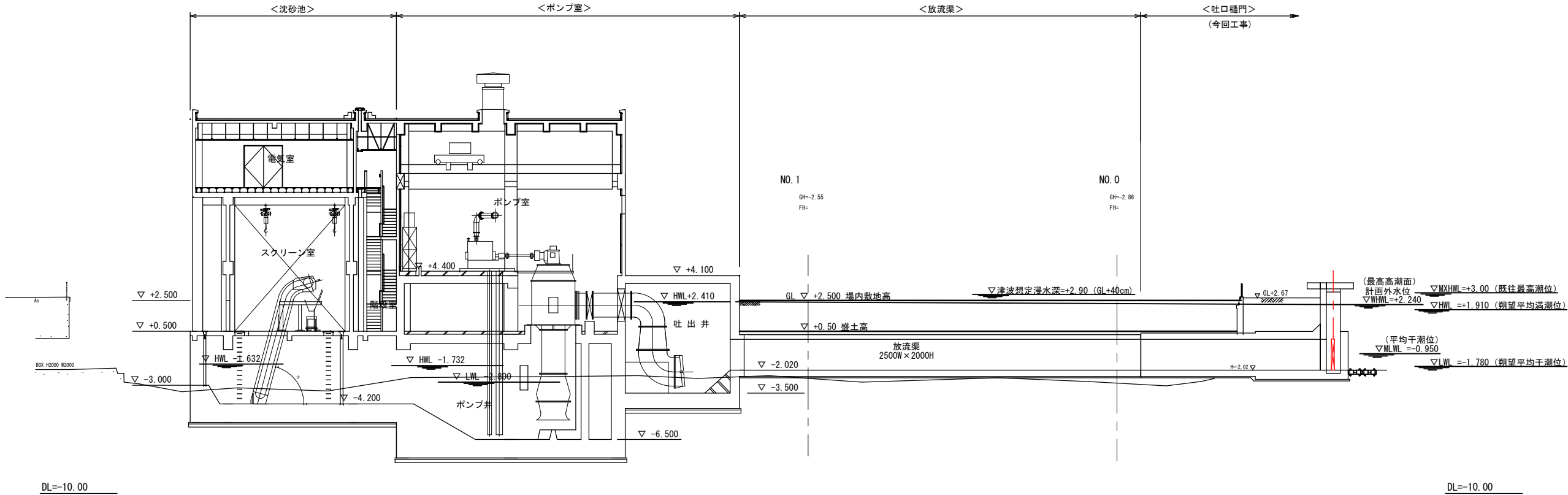
全体配置図 S=1/150



記)  は、今回工事範囲を示す。

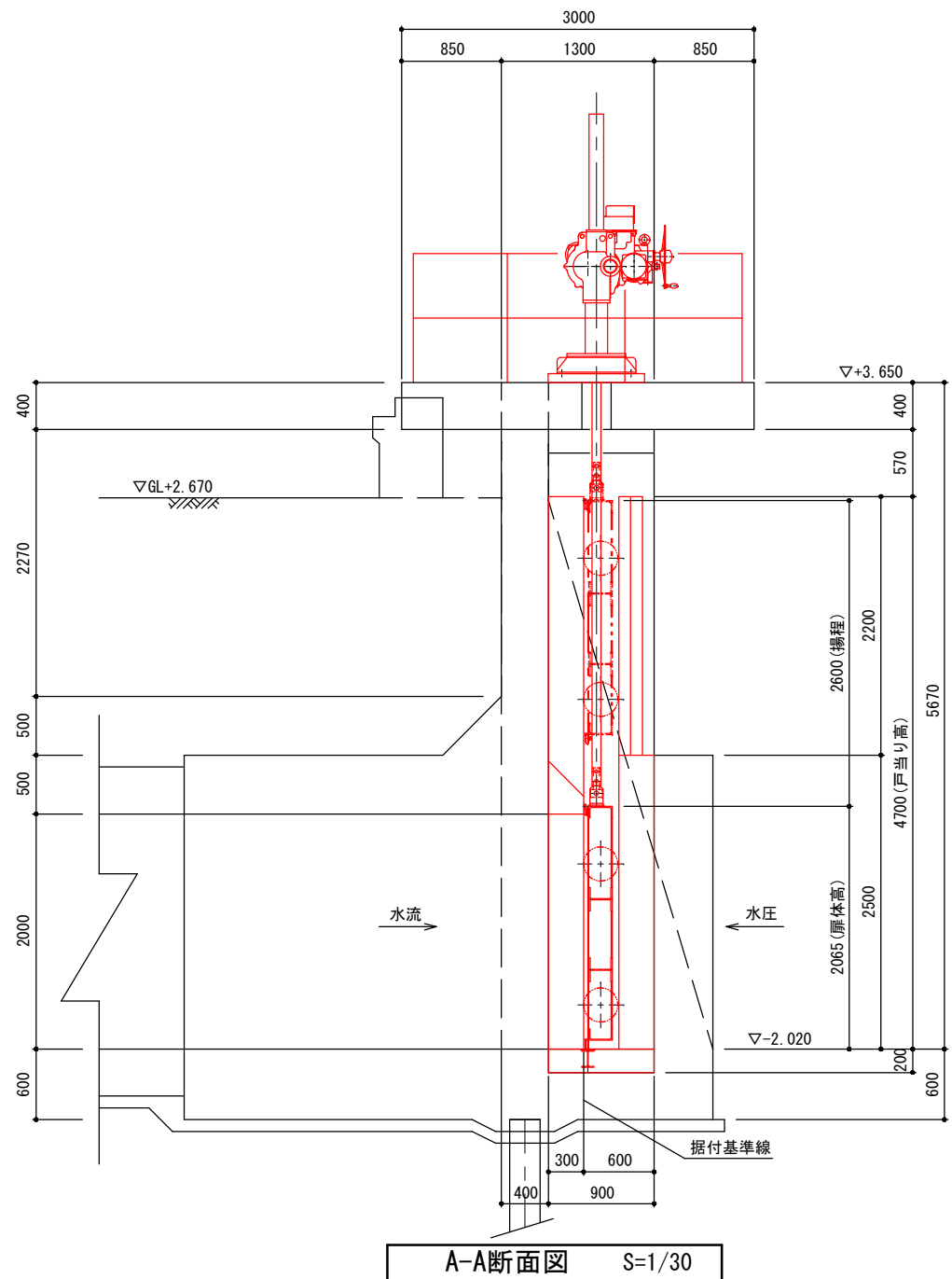
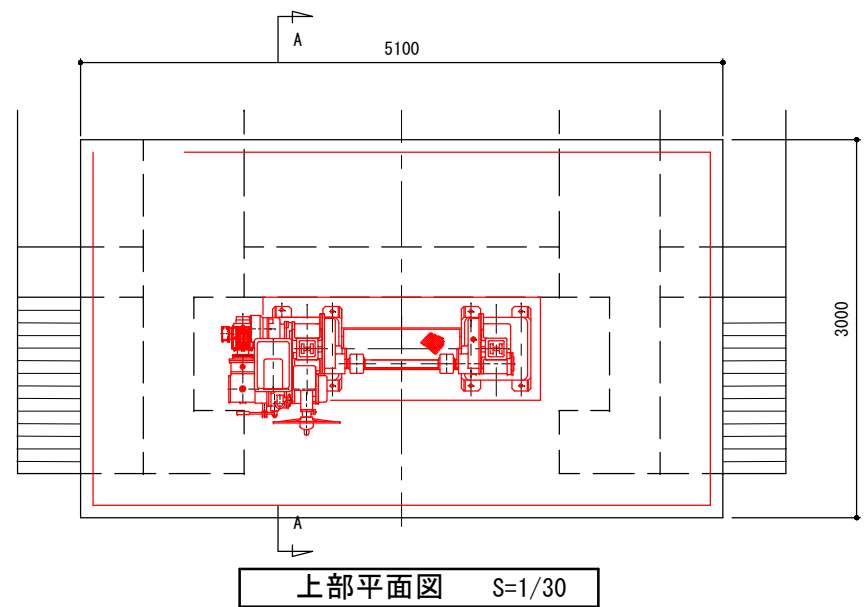
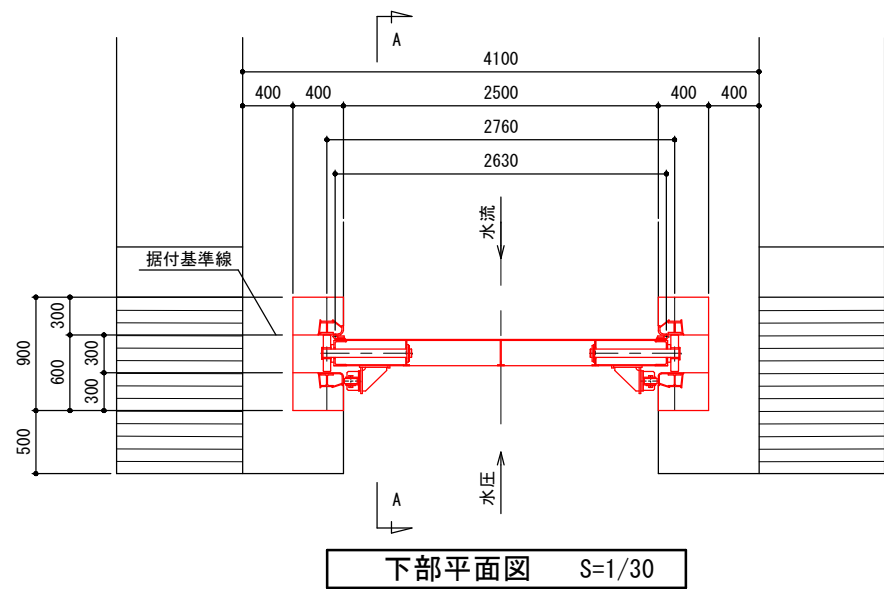
福山市上下水道局			
令和8年度 下水道事業			
工事名称	一ツ樋ポンプ場放流ゲート設備工事		
工事場所	福山市東川口町一丁目及び新浜町一丁目地内		
図面番号	2 / 7	縮 尺	1/150
水位関係図			

水位関係図 S=1/150

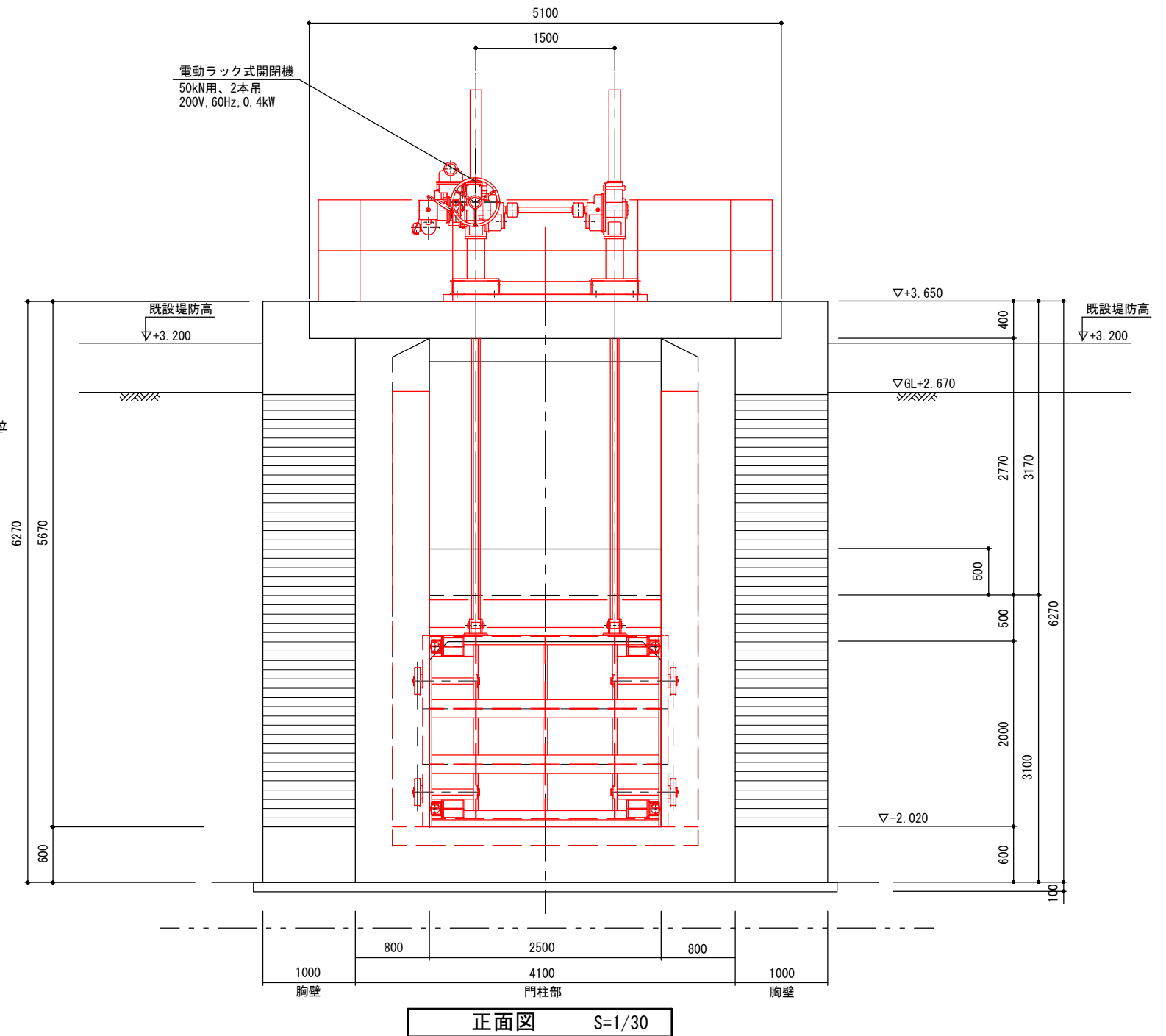


※標示高さは、TP基準高とする。

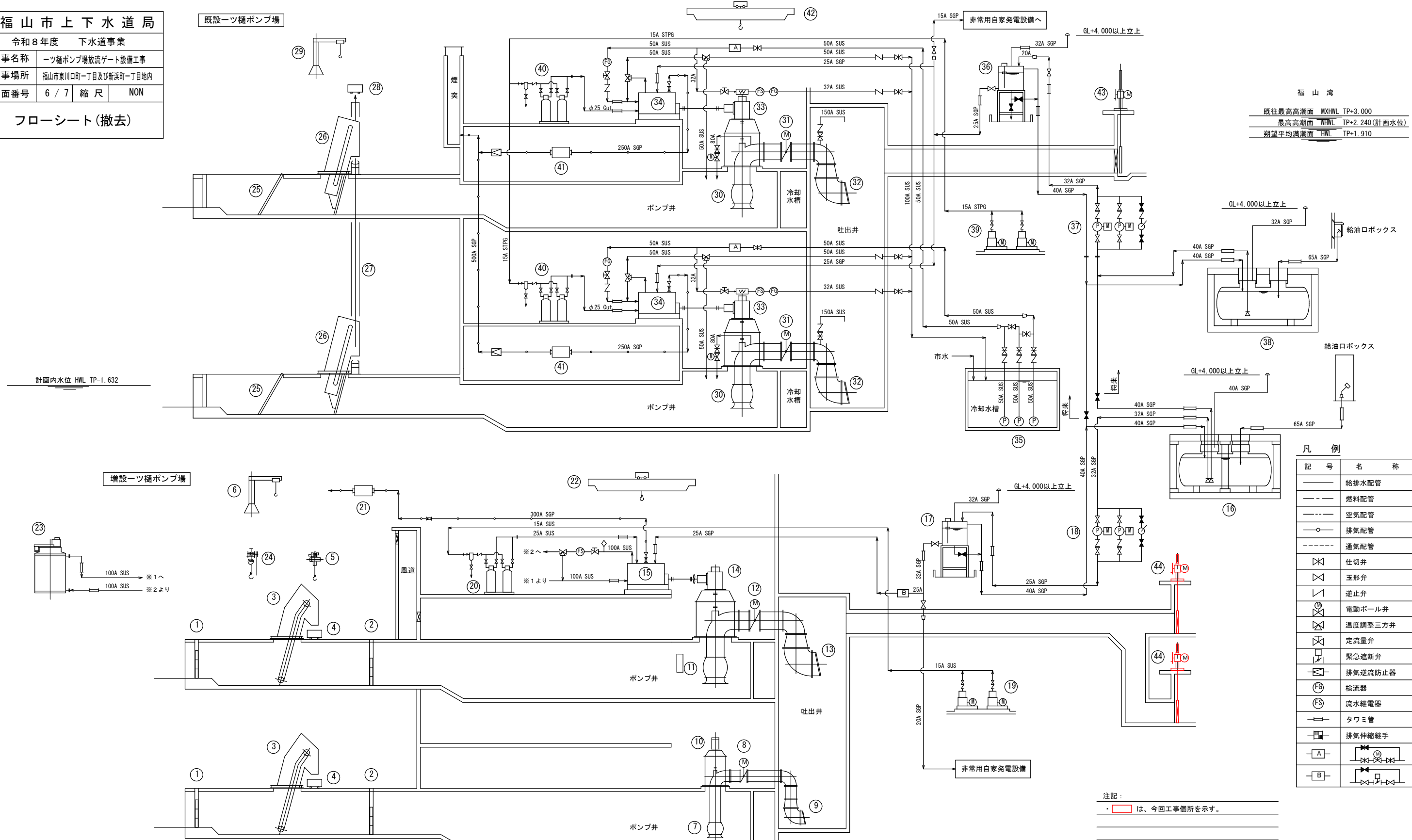
福山市上下水道局			
令和8年度 下水道事業			
工事名称	一ツ樋ポンプ場放流ゲート設備工事		
工事場所	福山市東川口町一丁目及び新浜町一丁目地内		
図面番号	5 / 7	縮尺	1 : 30
一ツ樋樋門平断面図(更新)			



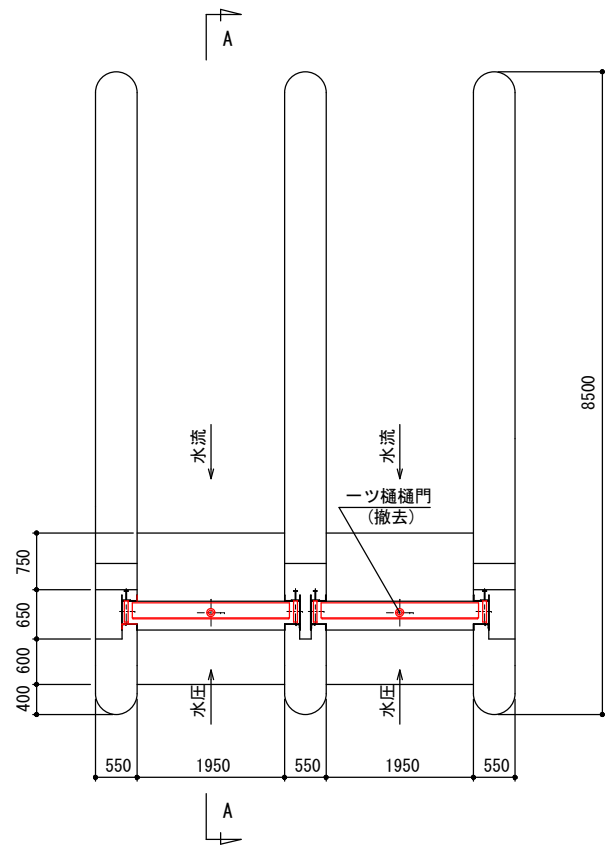
∇ MXHWL=+3.00 (既往最高潮位)
 ∇ WHWL=+2.240 (最高高潮面) 計画外水位
 ∇ HWL =+1.910 (期望平均満潮位)
 ∇ MLWL =-0.950 (平均干潮位)
 ∇ LWL =-1.780 (期望平均干潮位)



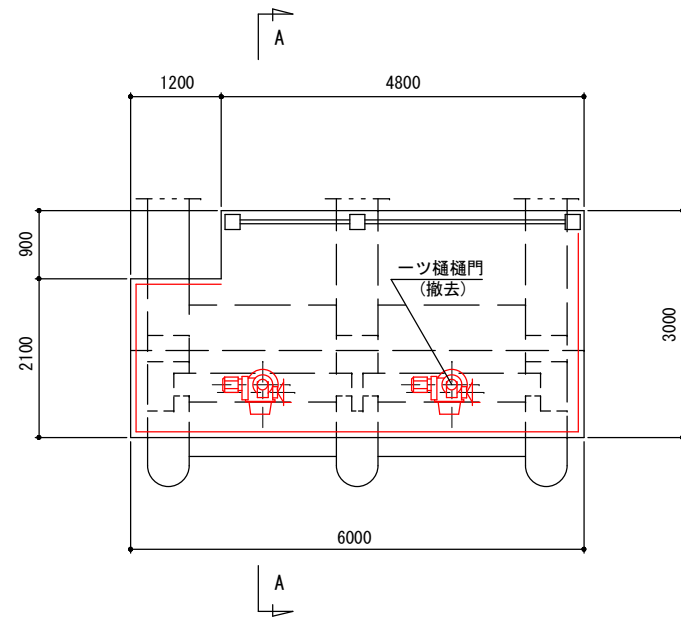
福山市上下水道局		
令和8年度 下水道事業		
工事名称	一ツ樋ポンプ場放流ゲート設備工事	
工事場所	福山市東川口町一丁目及び新浜町一丁目内	
図面番号	6 / 7	縮 尺
		NON
フローシート(撤去)		

[illegible]

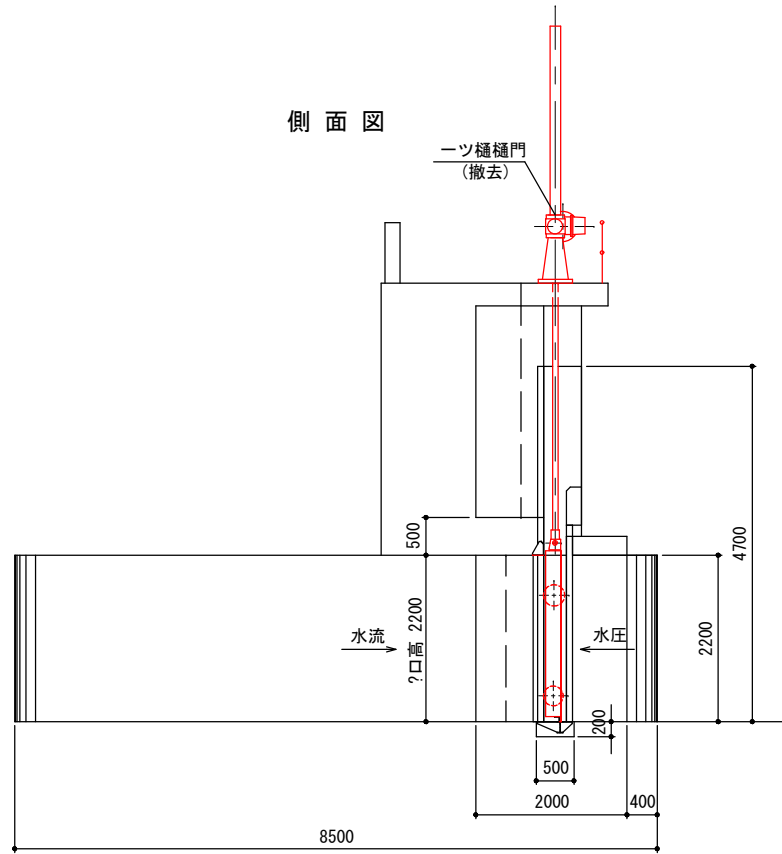
福 山 市 上 下 水 道 局			
令和8年度 下水道事業			
工事名称	一ツ樋ポンプ場放流ゲート設備工事		
工事場所	福山市東川口町一丁目及び新浜町一丁目地内		
図面番号	7 / 7	縮 尺	1 : 50
一ツ樋樋門平断面図(撤去)			



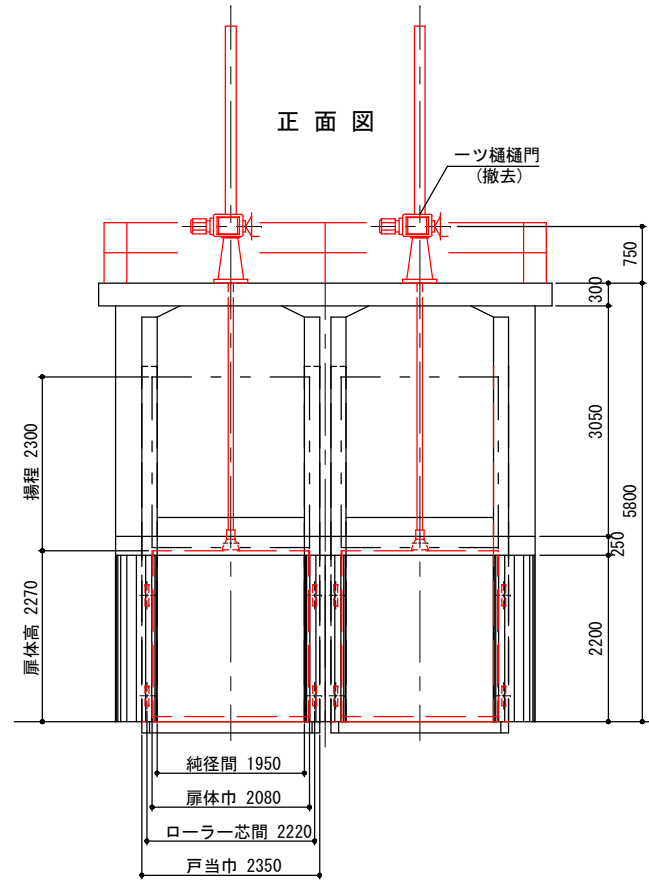
下部平面図 S=1/50



上部平面図 S=1/50



A-A断面図 S=1/50



正面図 S=1/50

※戸当部の撤去は別途土工事